

播磨町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

(指定に係る申請者の要件)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請を行うことができる者は、法人とする。

(指定の期間)

第4条 施行規則第140条の63の7の規定により町が定める指定の期間は、6年とする。

2 第一号訪問事業と訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、第一号訪問事業の指定の期間は当該訪問介護事業に対する指定の期間の満了の日までとする。

3 第一号通所事業と通所介護事業又は地域密着型通所介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、第一号通所事業の指定の期間は当該通所介護事業又は当該地域密着型通所介護事業に対する指定の期間の満了の日までとする。

(指定の申請)

第5条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請は、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による指定に当たっては、その他必要な書類を提出させることができる。

(指定事業者の指定)

第6条 町長は、前条の申請があった場合においては、当該申請をした者について事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定を行うときは、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定通知書（様式第2号）により、指定を行わないときは、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第7条 町長は、前条に規定する事業者の指定を行うことにより、播磨町介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他地域支援事業の円滑かつ適切な実

施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定をしないことができる。

(変更の届出等)

第8条 指定の申請内容に変更があったときは、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者変更届出書（様式第4号）を変更があった日以後10日以内に町長に提出しなければならない。

2 当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者廃止・休止届出書（様式第5号）をその廃止又は休止の日の1月前までに町長に提出しなければならない。

3 当該指定に係る事業を再開したときは、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者再開届出書（様式第6号）を再開した日以後10日以内に町長に提出しなければならない。

4 事業の廃止又は休止の届出をしようとするときは、廃止又は休止の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第一号介護予防支援事業を行う事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

5 町長は、第1項から第3項の規定による届出に当たっては、その他必要な書類を提出させることができる。

(指定の更新)

第9条 法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定の更新の申請は、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定更新申請書（様式第7号）により行うものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合において、事業所の指定の更新を行うときは、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定更新通知書（様式第8号）により、指定の更新を行わないときは、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定更新申請却下通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

4 町長は、第1項の規定による指定の更新の申請に当たっては、その他必要な書類を提出させることができる。

(指定の取消し等)

第10条 町長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定取消し（効力の停止）通知書（様式第10号）により当該指定事業者に通知するものとする。

(指定等の申請等の受理)

第11条 町長は、第4条及び第8条に係る申請、第7条に係る届出（以下「申請等」という。）を受けた場合は、当該申請等の書面を基に要件の審査（以下「審査」という。）を行い、補正が必要と認められる場合は、当該申請等を行った事業者に適宜補正を求めるものとする。

2 審査に要する期間は、原則として2週間以内を標準とし、遅くともおおむね1月以内とする。ただし、事業者の補正に要する時間は除くものとする。

3 町長は、申請等が要件を満たしている場合は、当該申請等を受理し、要件を充足せず、かつ補正に応じない場合は、不受理として当該事業者に申請等の書面を返戻する。また、当該

申請等を受理した後、その内容に重大な瑕疵が見つかった場合は、受理を取り消す。

(事業者情報の提供)

第12条 町長は、第4条から前条までの各規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し若しくは効力の停止（以下この条において、「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を兵庫県、兵庫県国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請をした者及び主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員に関する情報
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消し年月日又は指定停止年月日）
- (5) 介護保険事業所番号
- (6) その他町長が必要と認める事項

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(施行日前の準備行為)
- 2 この要綱の規定は、施行の日以後における総合事業指定事業者の指定等に関し必要な行為に限り、この要綱の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

様式 (省略)